

第一百五十九回  
会

参議院厚生労働委員会会議録 第七号

(一三八)

平成十六年四月一日(木曜日)  
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 国井 正幸君  
理事 武見 敏三君  
藤井 基之君  
辻 泰弘君  
森 ゆうこ君  
遠山 清彦君

国井 正幸君  
武見 敏三君  
藤井 基之君  
辻 泰弘君  
森 ゆうこ君  
遠山 清彦君

委員

有村 治子君  
金田 勝年君  
佐々木知子君  
伊達 忠一君  
中原 爽君  
南野知恵子君  
朝日 俊弘君  
山本 孝史君  
井上 美代君  
小池 晃君  
福島 瑞穂君  
西川きよし君  
武山百合子君  
新君

衆議院議員

青少年問題に関する特別委員長  
事務局側  
常任委員会専門  
員 川邊 新君

○児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本日の会議に付した案件

○児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(国井正幸君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院青少年問題に関する特別委員長武山百合子君から趣旨説明を聴取いたします。武山百合子君。

○衆議院議員(武山百合子君) それでは御説明いたします。

ただいま議題となりました児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

児童虐待防止法は、児童虐待問題が深刻化する状況を背景として、早急な整備を求める本委員会の児童虐待の防止に関する件の決議等の動きを受け、平成十二年に委員会より提出され、法律として制定されたものです。

同法案の施行後、児童虐待の防止につき、広く国民一般の理解の向上や関係者の意識の高まりが見られ、また、様々な施策の推進が図られてまいりました。しかしながら、子供の生命が奪われる等重大な児童虐待事件が後を絶たず、児童相談所への児童虐待相談件数が昨年度は二万三千件を超えるなど、児童虐待問題は大変厳しい状況に置かれおり、依然として早急に取り組むべき社会全体の課題であります。また、同法附則においては、「施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」と規定されております。

そこで今回、児童虐待の防止等に関する施策を強化するため、児童虐待の定義の明確化、国及び地方公共団体の責務等の強化、児童虐待の通告義務の範囲の拡大、児童の安全の確認及び安全の確

保に万全を期するための規定の整備等を行う本案を提出した次第であります。

次に、本案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待又は精神的虐待の保護者による放置等が児童虐待であることを明確にするものとしております。

第二は、国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援等を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならぬものとしております。

第三は、国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に寄与するよう、関係者に研修等の必要な措置を講ずるとともに、児童虐待を受けた児童のケア並びに保護者の指導及び支援の在り方その他児童虐待の防止等のために必要な事項について調査研究及び検証を行うものとしております。

第四は、児童虐待を受けたと思われる児童を通告義務の対象とするものとしております。

第五は、児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に警察署長に対し援助を求めなければならないものとしております。

第六は、保護者の同意に基づく施設入所等の措置が行われている場合についても、児童との面会又は通信を制限できるよう規定を整備するものとしております。

第七は、この法律は、一部の規定を除き、平成十六年十月一日から施行するものとしております。

第八は、児童虐待の防止等に関する制度に関しては、この法律の施行後三年以内に、児童の住所

又は居所における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、親権の喪失等の制度の在り方その他の必要な事項について、この法律による改正後の児童虐待の防止等に関する法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとしております。

以上が、この法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(国井正幸君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時六分散会

三月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

児童虐待が児童の下に「人権を著しく侵害し、その」を、「与える」の下に「とともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼす」を「禁止」の下に「児童虐待の予防及び早期発見その他の」を、「保護」の下に「及び自立の支援」を加える。

第一条中「対し、次に掲げる行為をすること」と

を「ついて行う次に掲げる行為」に改め、同条第三号中「放置」の下に「保護者以外の同居人にによる前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置」を加え、同条第四号中「児童に」を「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に」に改める。

第四条第一項中「早期発見及び児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護」を「予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援」児童虐待を受けた後十八歳となつた者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。並びに児童虐待を行つた保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭の環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援に、「関係機関及び民間団体」を「関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間に改め、「強化」の下に「民間団体の支援」を加え、「努めるものとする」を「努めなければならない」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に一項を加える。

5 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行つた保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行う

ものとする。

第四条第二項中「に対し専門的知識に基づく適切な保護」を「の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に」に改め、「職員」の下に「学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずることができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

第五条の見出し中「早期発見」を「早期発見等」に改め、同条中「学校」を「学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に對して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

第六条第一項中「受けた」を「受けたと思われる」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に一項を加える。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の規定による通告に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

用する。

第七条中「児童虐待を受けた児童に係る児童福祉法第二十五条を「前条第一項」に改める。

第八条中「児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十五条の規定による通告又は同法」を「第六条第一項の規定による通告又は児童

福祉法」に、「速やかに」を「必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他者の協力を得つつ、当該児童との面会その他手段により」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の児童の安全の確認又は一時保護を行う児童相談所は、速やかにこれを行つよう努めなければならない。

第十条の見出しを「警察署長に対する援助要請等」に改め、同条中「第八条第一項の規定による立入児童相談所長は、第八条第一項の」に、「同条の一時保護又は前条第一項の規定による立入児童相談所長は、第八条第一項の」に、「同条の一時保護又は質問をしようとする者は」を「又は一時保護を行おうとする場合において」に、「警察官の」を「当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し」に改め、同条に後段として次のよう加える。

2 前項に規定する者は、児童虐待を受けた児童の他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項に規定する者は、児童虐待を受けた児童の立入り及び調査又は質問をさせようとする場合についても、同様とする。

第十条に次の二項を加える。

2 都道府県知事が、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合についても、同様とする。

第十一条の二、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。）に改め、同条の次に次の二項を加える。

2 児童虐待を受けた児童が行われ、又は児童虐待を受けた児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童の引渡し又は当該児童との面会若しくは通信を求め、かつ、これを認めた場合には再び児童虐待が行われ、又は児童虐待を受けた児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第三十三条规定により児童虐待が行なうことができる。

2 児童相談所長は、前項の一時保護を行つた場合には、速やかに、児童福祉法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置に、「同項第二号の措置」を「児童

福祉法第二十七条第一項第二号の措置」に、「同項第二号の措置」を「同号の指導」に改め、同条の

置を講じさせるよう努めなければならない。

第十一條の見出しを「児童虐待を行つた保護者に對する指導」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条第一項として次の二項を加える。

児童虐待を行つた保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の手段により」に改め、同条に次の二項を加える。

法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の手段により」に改め、同条に次の二項を加える。

児童虐待を行つた児童が良好な家庭的環境で生活するため必要な配慮の下に適切に行わなければならない。

次に次の二条を加える。

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

第十三条の二 市町村は、児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ充分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

第二条 児童虐待の防止等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「福祉事務所」を「市町村、都道府県の設置する福祉事務所」に改める。

第八条第二項中「前項の児童の安全の確認又は一時保護を行う児童相談所」を「前二項の児童の安全の確認、児童相談所への送致又は一時保護を行う者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により当該児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による児童相談所への送致を行うものとする。

第十条第一項中「第八条第一項」を「第八条第二項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は児童福祉法の一部を改正する法律(平成十六年法律第二号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から、附則第三条の規定は同法の施行の日から施行する。

(検討)

第二条 児童虐待の防止等に関する制度に関しては、この法律の施行後三年以内に、児童の住所又は居所における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、親権の喪失等の制度のあり方その他必要な事項について、この法律による改正後の児童虐待の防止等に関する法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(児童福祉法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 児童福祉法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十条のうち児童虐待の防止等に関する法律第八条の改正規定中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

平成十六年四月八日印刷

平成十六年四月九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K